

第四十八回国 参議院建設委員会會議録第十九号

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午後二時二十七分開会

委員の異動

五月十一日
田中 一君 補欠選任
佐野 芳雄君 大和 与一君

五月十三日
増原 惠吉君 補欠選任
大和 与一君 丸茂 重貞君
柴谷 要君

委員長の異動
五月十二日安田敏雄君委員長辞任につき、その補欠として中村順造君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。
委員長 中村 順造君
理事 稲浦 鹿蔵君
川野 三暁君
熊谷太三郎君
瀨谷 英行君

委員

高橋文五郎君
森田 タマ君
柴谷 要君
白木義一郎君
田上 松衛君
村上 義一君

衆議院議員

発議者 馬場 元治君
修正案提出者 森山 欽司君
建設委員長 森山 欽司君

國務大臣

建設大臣 小山 長規君

政府委員

首都圏整備委員 小西 則良君
会事務局局長 富田 龍彦君
首都圏整備委員 二部長 尾之内 由紀夫君
建設省道路局長 中島 博君
事務局長 常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○九州横断自動車道建設法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

この際、皆さまに一言ごあいさつを申し上げます。昨日の本會議におきまして建設委員長に選任されましたが、生来不敏でありまして、特に本委員会の關係につきましてもふなれでありますので、皆さまの御協力をいただきまして、委員会の公正円滑な運営を行なうてまいりたいと存じます。何とぞ格段の御協力をお願い申し上げます。ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

○委員長(中村順造君) まず、委員の異動について御報告いたします。去る十一日、佐野芳雄君が委員を辞任され、その補欠として大和与一君が選任されました。また、本日、増原惠吉君及び大和与一君が委員を辞任さ

れ、その補欠として丸茂重貞君及び柴谷要君が選任されました。

○委員長(中村順造君) 次に、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、前回におきまして質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、附帯決議案は、討論中にお述べを願います。

○瀨谷英行君 私は、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案に賛成をいたします。

本日、小山建設大臣並びに参議院の建設委員一同でヘリコプターによっていわゆる首都圏の区域を飛びまして、空からながめたのでありますが、緑地帯は逐次影をひそめ、特に京浜地区等においては、工場の煙突から吐き出される煙のために上空からはよくこれを俯瞰し得ないというよりな状況であります。沿湾地帯あるいは工場地帯における公害の問題、それから無秩序な市街地の拡張、あるいはまた道路の混雑といったようなことは、現実にはわれわれは目撃をしてきたところでありま

す。そこで、首都圏の問題は、この法律案についても、内容はマスタープランとして特に云々する必要はないと思っております。現実の事態がこの首都圏整備法をはるかに追いついてしまっています。何とも手のつけられないような状況になっておるというのが、これはどなたも痛感をせられたところではないかと思っております。そこで、私どもとしては、このような現状を打開するためには、部分的なびほり策をもってしてはもはやどうにもならないのではないかと、このことを考えざるを得ません。

根本的に解決をするためには、政府がもっと思い切った対策を強力に推進をしていくという以外に方法はないであろうと思っております。その意味におきまして、各党の御賛成を得まして附帯決議を付しましてこの法案に賛成をしたいと思っております。

その附帯決議を朗読をいたします。
政府は、首都の近郊整備の現状にかんがみ、総合的な土地利用計画をすみやかに樹立し、次の諸点に關し、万全の措置を講ずべきである。

- 一、地価騰貴の抑制
- 一、緑地の保存並びに確保
- 一、工場誘致の抑制
- 一、工場誘致の抑制

以上の附帯決議を付してこの法案に賛成をした

いと思っております。
○委員長(中村順造君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

○委員長(中村順造君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、討論中に述べられました瀨谷君の附帯決議案を議題といたします。瀨谷君の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(中村順造君) 全会一致と認めます。よって瀨谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、小山國務大臣から発言を

求められておりますので、この際これを許します。
○國務大臣(小山長規君) たいだいま決議をいただきました問題であります。地価の抑制と申し、あるいは緑地の保存と申し、工場の抑制の問題と申し、当然マスタープランののつとて整備をしなければならぬ問題であります。これは決議の趣旨を体しまして、今後善処していきたいと思います。

○委員長(中村順造君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村順造君) 次に、九州横断自動車道建設法案を議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員(馬場元治君)。

○衆議院議員(馬場元治君) たいだいま議題となりました九州横断自動車道建設法案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

わが国の当面する産業経済施策の基本的命題は、内においては、広域的かつ長期的展望に立つてそれぞれの地域の総合一体的開発を促進し、地域間相互の交流を円滑にして、いわゆる地域格差の是正をはかり、国土の全域にわたる均衡ある建設を期するとともに、外においては、海外との交易を増進し、もって産業基盤の培養強化、経済立国の基礎を確立することにあることと申すまでもありません。これがためには、まず地域内外における交通の円滑、迅速化、特に今後発展的趣向にある高速自動車道路網の整備拡充が前提的なる必要の要諦であります。ひるがえって、本地方を見ますに、北九州の一部地区を除いては、その開発が著しく立ちあおられており、わが国経済伸長の全国水準に比

べまして相対的停滞の傾向を示し、依然として低後進性を脱却し得ない実情であります。しかも、その決定的阻害要因となっており得るものは、南北、東西の間に距離的時間的断層が存していることでありまして、すみやかにこれを打開することが本地方開発上きわめて緊急な課題であります。すなわち、これがため本年度を契機として着工の緒につくこととなり、九州縦貫自動車道と交錯する肋骨的横断自動車道を建設し、両方相まって開発道路の基幹を形成することが、本地方産業経済の発展と、これに伴う輸送需要の増勢に対応するゆえんであります。さらにまた、広域的見地に立ってみれば、これにより阪神、瀬戸内等と直結して、いわゆる西日本経済圏の一翼をになうとともに、他方、大陸、東南アジア交易の拠点としての本地方の地位的優位性を十分に活用し得ると思ふのであります。

叙上の観点に立って、地元関係住民の間にも本自動車道の建設要望がほろほろと高まっております。われわれは、このような地域の要請と事態の進展に対処して、本道路の早急な実現を期することがきわめて緊要であると考え、特に本法案を提出することとしたのであります。

すなわちこの法律は、大陸、東南アジア貿易の門口として、歴史的伝統と発展の将来性を有する長崎を起点として、近時急速な発展を遂げつつある佐賀、鳥栖、久留米等内陸工業地域を通じ、さらに新産業都市として将来の産業拠点を構成する大分、鶴崎に達する高速自動車道を建設せんとするものであります。同時に、これら沿線には多くの観光資源を包蔵する等の実情にかんがみると、本道路の建設によりまして、地域産業、観光の開発、本地方の後進性の打破、西日本経済圏の確定のみならず海外交易の増進等、あらゆる分野に一エポックを画すべき大きな役割りを果たし得ると確信いたします。

第一は、本法案の目的についてであります。国土開発縦貫自動車道たる九州自動車道と相まって、九州地方の総合的な開発をさらに強力に推進し、あわせて域外との産業経済等の関係を一層緊密にするため、全国的な自動車交通網の重要部分を構成するものとして、緊急に、九州を横断する自動車道の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もって産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

第二は、本自動車道の予定路線についてであります。本路線は起点を長崎市、終点は大分市として、主たる経過地を佐賀市付近、鳥栖・久留米市付近、甘木市付近及び日田市付近とするものであります。この基準に基づき政府は別に法律を作成し、すみやかに国会に提出しなければならぬことといたしております。

なお、本路線の指定については、国土開発縦貫道路の方式に準じましてこれを行なうことといたしまして、内閣総理大臣は、国土開発縦貫自動車道審議会の議を経て予定路線を決定することと相なっております。

第三は、本路線の建設に関する基本計画についてであります。これが決定にあたりましては、内閣総理大臣は前述の予定路線同様の手続を経て、これを行なうことといたして、さらに、この基本計画立案等のための基礎調査についても所要の規定を設けております。

第四は、現行高速自動車道法の一部改正を行なひまして、同法に準拠する本自動車道の整備計画を作成する等所要の規定を設けることといたしてあります。

以上が、本法案の提案理由並びにその要旨であります。願わくば慎重御審議の上、すみやかに御議決賜わらんことを切に御願ひ申し上げます。

○委員長(中村順造君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、衆議院建設委員長(長森山欽司君)より説明を聴取いたします。

おける九州横断自動車道建設法案に対する修正について、御説明申し上げます。

修正の内容は、「九州横断自動車道建設法案の一部を次のように修正する。」「第二条第二項中「甘木市附近」を削る。」というものであります。

御案内のように、すでに成立を見ております横断自動車道建設法、東海北陸自動車道建設法等に見ましても、この種の法律には、道路の起点、終点及び大体のおもな経過地の概要を示すのみにとどめておきまして、実施路線(予定路線)につきましましては、これらの主たる経過地を基準といたしまして、調査の上、別に法律で定めることになつております。技術的、経済的に路線を決定する最小限度の余地は一応残しておくというたてまえでございます。ところで、たいだいま提案理由の説明のごさいました九州横断自動車道建設法案におきまします主たる経過地のうち、鳥栖・久留米市付近、甘木市付近、日田市付近について見ますに、鳥栖・久留米市から甘木間は、直線距離でわずか十キロ、また、甘木から日田間につきましても、三十キロを出ない短距離の間でございます。したがって、この際さういふふうな極端に短い距離の間におきまして経過地を限定いたしましたことは、たとい「甘木市附近」となっておりますも、技術的、経済的な路線選定に著しい制限を加えるということにもなり、かえって本法の弾力的な運用に支障を来たすおそれなしとしない場合も考えられます。自民、社会、民社各党の意見といたしまして、本修正案を提出したものでございます。

何とぞよろしく御了承の上、御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(中村順造君) 本案に対する質疑は、後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

九州横断自動車道建設法案(衆)

九州横断自動車道建設法案

九州横断自動車道建設法

(目的)

第一条 この法律は、国土開発縦貫自動車道たる九州自動車道と相まつて、九州地方の総合的な開発をさらに強力に推進し、あわせて域外との産業経済等の関係を一層緊密にするため、全国的な自動車交通網の概要部分を構成するものとして、緊急に、九州を横断する自動車の高速度の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(予定路線)

第二条 前条に規定する自動車道(以下「九州横断自動車道」といふ)の予定路線は、別に法律で定める。

2 政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を長崎市、終点を大分市とし、主たる経過地を佐賀市附近、鳥栖市・久留米市附近(両市の区域を一体とした地域附近をいふ)、甘木市附近及び日田市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき九州横断自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下「審議会」といふ)の議を経て、決定しなければならない。

(基本計画)

第三条 内閣総理大臣は、九州横断自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画(以下「基本計画」といふ)を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画

を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

(基礎調査)

第四条 政府は、九州横断自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行わなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「九州横断自動車道」とは、「九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第一号)第二条第一項に規定する九州横断自動車道をいふ。

第三条第一項中「及び東海北陸自動車道」を「東海北陸自動車道及び九州横断自動車道」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 九州横断自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第二項中「東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」の下に「九州横断自動車道に係るものについて、九州横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び東海北陸自動車道建設

法(昭和三十九年法律第三十一号)を「東海北陸自動車道建設法(昭和三十九年法律第三十一号)及び九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第一号)」に改める。

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局